一般社団法人柏市サッカー協会ホームページ広告等掲載取扱基準

（内規２）

1目的

この基準は、一般社団法人柏市サッカー協会（以下「当協会」という。）広告等掲載取扱要領(令和３年５月２９日制定)に基づき、一般社団法人柏市サッカー協会ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載等する広告の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

2 掲載の範囲

　掲載できる広告は、市民生活及びサッカー等に関連したもので、次の各号のいずれにも該当しないものとする。  
(1) ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの  
(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和23年法律第122　号)第2条に掲げる営業に該当するもの  
(3) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条に規定する貸金業  
(4) たばこに係るもの  
(5) ギャンブルに係るもの  
(6) 商品先物取引に係るもの  
(7) 民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の事業者  
(8) エステティックサロン、美顔、痩身、脱毛、植毛、美容整形などで医療法上の診療科目以外の医療、施術、役務サービス業  
(9) 公的機関・行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者  
(10) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの  
(11) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの  
(12) その他、広告として妥当でないと当協会会長が認めるもの

３ 掲載の位置、枠数 、種類、規格

　広告の掲載位置及び枠数は、当協会が指定するものとする。

(1) 広告の種類はバナー広告等とし、規格は当協会が指定するものとする。  
 (2) GIFアニメーションやフラッシュ等は使用できないものとする。

４ 広告料

申請者は、ホームページの等利用対価を広告料として当協会に支払うものとする。金額及び期日、方法等は、別途契約で定めることとする。

５ 掲載期間

1. 広告の掲載期間は、4月から翌年3月までの間で、1月を単位とし、複数月の連続した掲載を妨げないものとする。
2. 広告掲載の開始日(以下「掲載開始日」という。)は、原則として月の初日とする。
3. 広告掲載の終了日(以下「掲載終了日」という。)は、原則として月の末日とする。

６　掲載の申し込み

(1) 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、（一般社団法人）柏市サッカー協会ホームページバナー広告等掲載申請書で当協会に申し出なければならない。  
(2) 前項の規定による申し出を受けた広告を当協会は、この基準(以下「要領等」という。)の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、承認書を交付するものとする。

(3) 当協会は、前項の規定により提出を受けた広告の原稿案（電子データ）について、要領等の規定に基づいて審査を行うものとし、広告の内容等が要領等に違反し、又は、違反するおそれがあると認めるときは、広告の内容の修正等を求めることができる。

７責任

(1)掲載する広告の内容等に係る一切の責任は、広告掲載 をする者(以下「広告主」という。)が負うものとし、当協会はその旨をホームページにおいて告知することができるものとする。

(2) 第三者から広告に関する苦情の申立て、損害賠償の請求等なされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

８　 禁止事項

　広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。  
(1) 日本通信販売協会が定めるガイドラインに違反する行為  
(2) 消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為  
(3) 当協会又は第三者に対し、財産権(知的財産権を含む。)名誉及びプライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為又はそのおそれのある行為  
(4) 当協会の広告掲載業務の運営を妨げる行為  
(6) 有害なコンピュータプログラム、メール等を送信又は書き込む行為  
(7) サーバーその他、当協会のコンピュータに不正アクセスする行為  
(8) その他、当協会が禁止事項と認める行為

９　掲載の一時中止

　当協会のホームページに広告掲載を実行した後、広告主の過失によりトラブルが発生場合、広告主が適切な措置を講じるまでの間、ホームページへの広告掲載を一時中止することができるものとする。

１０　免責事項

広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間 停止する場合にあっては、当該停止に係る料金の返還、損害の賠償等を当協会に請求しないものとする。  
(1) 当協会のサーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修改良等に伴う停止  
(2) 火災及び地震、水害、落雷等の天災、悪意を持つ第三者によるサーバーその他、当協会のコンピュータへの不正アクセス、日本国内における戦争等の有事に起因するサー バー、通信回線等の事故、障害による停止

１１　当協会による掲載中止

(1)当協会は、広告主が次に掲げる事由の一に該当すると認める場合には、広告主への何らの予告なしに、掲載広告を中止することができるものとする。

ア 法令の定めに違反する行為又はそのおそれのある行為をしたとき  
イ 公序良俗に反する行為をしたとき  
ウ この基準の規定に違反したとき  
エ 手形又は小切手の不渡りが発生したとき  
オ 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申し立てを受けたとき  
カ 破産、民事再生、会社更生、会社整理又は特別清算の申し立てがされたとき  
キ 広告主の信用状態に重大な変化が生じたとき  
ク 解散又は営業停止状態となったとき  
ケ 広告主が販売方法、取扱商品、その他業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けたとき  
コ その他、前各号のいずれかに準ずる事由があると認めるとき  
(2) 前項の規定により掲載を中止した場合において、当協会は, 広告主に対する賠償責任を負わないものとする。

１２　基準の変更

(1) 当協会は、広告主に予告することなく、この基準の内容を変更することができる。  
(2) 前項の場合において、当協会は広告主に対し速やかに内容の変更を通知する。

１３　補則

この基準に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則 この内規基準は、令和　３年５月２９日から施行する。